

金文通解

晉公盤

山田 崇仁

キーワード 晉獻公・晉文公・賸器・天命・楚

時代 春秋中期（『銘圖續』前7世紀前半～前6世紀前半（年代幅は、巻1凡例より引用））

收藏 某收藏家（『銘圖續』）／山西青銅博物館（2022年現在）

大きさ 高11.7cm、口径40cm、兩耳間の距離45cm（『銘圖續』より）、重さ7kg（『新華網』2019年1月26日より）

要約 晉公（文公？）が、楚に嫁ぐ娘のために作成した賸器である。銘文は、始祖唐公と父憲（獻？）公の功績を謳う部分、作者たる晉公が自らの功績を自賛する部分、嫁ぐ娘への告解の部分、末尾の吉祥句の部分で構成される。本器は、春秋期金文には珍しい長い銘文を持つのみならず（ほぼ同銘の佚器である晉公盃（『集成』10372／『銘圖』6274）との関係でも注目された）、西周期には周王にのみ降された天命が、春秋期には諸侯にまで降される事例としても注目される。

器制

盤の深さは浅めで、三對の圈足を持つ。一對の耳（持ち手）があり、底面と平行に張りだしてから垂直方向に折れ曲がる。圈足は、何れも人が（肘を折りたたみ後ろに伸ばし、肩と肘で）盤本體を支える意匠となっている。また、盤の内側底面中央には、とぐろを卷いた二匹の龍の意匠が配されている。さらに盤中央には水鳥が、またその周りには多くの生物（水鳥・魚・龜・蛙）が鑄込まれており（生物の中には、水平方向に360度向きを變更可能なものがある）、本器を特徴付ける意匠となっている。盤が水を受ける禮器であるこ



圖1：晉公盤（⑥吳鎮烽より）

とを鑑みれば、本器は水を張った状態で完成形となるもので、水邊に生息する生物を意圖してデザインしたものであろう。同様な意匠の盤として、上海博物館蔵の「子仲姜盤（『新收』Z11464、春秋早期）」がある（こちらの生物も、水平方向に30度変更可能）。

收藏 某收集家（『銘圖續』・山西青銅博物館（現蔵））

「山西警方從境外追回春秋時期青銅重器『晉公盤』（新華網：2019年1月26日）によると、本器は山西省公安機關による2018年の文化財取締特別行動の成果として取り戻した貴重な文化財の一つである。また本器は、犯罪組織の手によって盗掘され海外に違法に賣却されたもので、數ヶ月間の粘り強い交渉の末に、海外より回収することに成功したとのことである。回収後、國家一級文物に指定されている。
http://m.xinhuanet.com/2019-01/26/c_1124047242.htm / 2022年2月28日閲覧 以下閲覧日は同じ。また、中華人民共和國中央人民政府（中央政府のポータルサイト）でも、新華社電を引用する形で本件についての情報が掲載されている（山西萬餘件被盜文物移交文物部門」http://www.gov.cn/xinwen/2019-04/10/content_5381244.htm）。

『銘圖續』が收藏者について「某收集家」と記するのは、山西青銅博物館に所蔵される以前の所蔵者を指すものだろう。また、「盜墓黑幫」措後有保護傘、山西掃黑掃迴一座青銅博物館！（網易新聞）
<https://www.163.com/v/video/WKIC7IH4.html>）掲載の動画に、本器について解説する朱鳳翰と吳鎮烽とが登場する。動画では、本器回収のために關係者を日本に派遣した旨が語られている。

著録

- 『銘圖續』：952（3卷308頁）
 ⑥ 吳鎮烽（初出）

論文

- ① 鄧佩玲『新出兩周金文及文例研究』（上海古籍出版社、2019年）
 ※第五章が本器關連の既發表論考をまとめた部分となっている。
- ② 付振起「晉公盤新釋」（先秦史研究室 2020年8月18日。／在線：<http://www.xiangqin.org/blog/archives/13959.html>）
- ③ 管文韜「試論晉公盤銘文及相關問題」（『青銅器與金文』第3輯、上海古籍出版社、2019年所收）
- ④ 王恩田「晉公盤辨偽」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心 2015年3月2日／在線：<http://www.fdgwz.org.cn/Web/Show/2457>）
- ⑤ 葉磊『晉國金文整理與研究』（西南大學碩士論文、2019年）
- ⑥ 吳鎮烽『晉公盤與晉公盞銘文對讀』（復旦大學出土文獻與古文字研究中心 2014年6月20日。／在線：<http://www.fdgwz.org.cn/Web/Show/2297>）
- ⑦ 張崇禮「晉公盤銘文補釋」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心 2014年7月2日／在線：<http://www.fdgwz.org.cn/Web/Show/2301>）

参考

日本語

- ⑧ 白川静「晉公盃」『金文通釋』202 / 『白鶴美術館誌』35、1971年)
- ⑨ 高島敏夫「金文に見る古代語の文字表現(一)序論」『立命館白川静記念東洋文字文化研究所紀要』14、2021年)

中國語

- ⑩ 孔令通『叔虞鼎和晉公盃銘文集釋』(吉林大學碩士學位論文、2016年)
 - ⑪ 雷晉豪「失傳古物的古物研究：〈晉公盃〉及其方法論意義：兼論中國史上第一個美人計」『中國考古學』16、2016年)
 - ⑫ 彭裕商「晉公盃年代再探」(陳偉武主編『古文字論壇』第一輯、2015年)
 - ⑬ 王澤文著「晉公盃再研究」(『華學』8輯、2006年)未見
 - ⑭ 謝明文「晉公盃銘文補釋」(『商周文字論集』、上海古籍出版社、2017年所收)
 - ⑮ 吳毅強・張卉「晉公盃與唐叔虞身份小議」(『考古與文物』、2014年6期)未見
 - ⑯ 蘇榮譽「匠心與貪心——以晉公盃爲代錶的古代中原青銅盤」(微信：清華大學藝博館 / 在線：https://mp.weixin.qq.com/s/nKE_vGoUlyMEFN99ND8Q)
- 清華大學のオンラインシンポジウムの紹介ページ。本器のX線透過畫像が掲載されている。

著録書略稱

- 『集成』中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成』(中華書局、2007年修訂增補本)
- 『新收』鍾柏生等編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』(藝文印書館、2006年)
- 『銘圖』吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成』(上海古籍出版社、2012年)
- 『銘圖續』吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成續編』(上海古籍出版社、2016年)

林編年・林巳奈夫『春秋戰國時代青銅器の研究』(吉川弘文館、1989年)

銘文

銘文は内壁(内側の立ち上がり部分)に鑄込まれている。一行に10字前後、また3行で一つのブロックを形成する。全體として七ブロック21行、総計183字(重文符号1字)となっている。銘文寫眞では、銘文部分の色がやや白みがかっており、あたかも象眼したかのようになっているが、諸氏これについての指摘はない。あるいは、カメラのライティングによって、このようになっていたのかもしれない。

銘文は晉公の自述(晉公曰)が二回記され、前半が先祖の勲功を唱った部分、後半が楚に嫁ぐ娘に贈る言葉の部分で、何れも直接話法で記され、最後に定型的な吉祥句で締めくくられている。

銘文寫眞 (©吳鎮烽より引用)

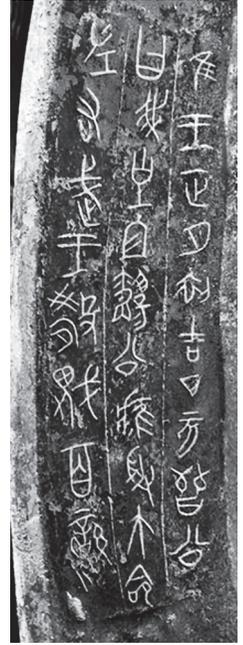
晉公盤



3



2



1



7



6



5



4

八八

銘文（本稿での検討を経て確定した字釋に基づく）

佳（唯）王正月初吉丁亥、晉公

曰、我皇且（祖）鬻（唐）公雍（膺）受大命、

左右武王、毅（教）戡（畏）百繻（蠻）、（以上、銘文寫眞1）

廣嗣（鬪）三（四）方、至于不（丕↓大）廷、莫「不」

乘𠄎。王命鬻（唐）公、建旆（宅）京

自（師）、君百生（姓）乍（作）邦。我刺（烈）（以上、銘文寫眞2）

□（考）憲公、克□亢猷、彊（強）武

魯宿、靈（靈）名□不、號𠄎（赫赫）才（在）「上」、

台（以）厥（嚴）禩（寅）𠄎（恭）天命、台（以）鑿（乂）（以

上、銘文寫眞3）

朕（朕）身、孔靜（靖）晉（晉）邦。公曰、余

雖（雖）今小子、敢（敢）帥井（型）先王、秉

德韶（秩）「韶（秩）」、玕（柔）變萬邦、諒（哀）「哀」莫（以

上、銘文寫眞4）

不日頼（卑）鬻（恭）。余威畜胤（俊）

士、乍虎（吾）左右、保辭（辭↓乂）王國。

荆（拂）龔（敷）靈（畏）敬（忌）、台（以）厥（嚴）號若（以

上、銘文寫眞5）

否。乍（作）元女孟姬宗彝般（盤）、

𠄎（將）廣啓邦、虔𠄎（恭）盟（盟）祀、邵（昭）

會（答）皇卿（卿）、玕（柔）剏（順）百𠄎（職）。雖（雖）（以

上、銘文寫眞6）

今小子、警（救）辭（辭↓乂）爾家、宗婦

楚邦。烏（於）昭（昭）萬年、晉（晉）邦佳（唯）

輪（翰）、永康（康）寶。

（以上、銘文寫眞7）

また本器は、「晉公盞」

『集成』10342 / 『銘圖』

6274、春秋晚期 / 林編年：

春秋ⅡB（前6世紀前半）

と銘文の表現の多くを共有

するため、兩器は基本的に

同一機會の鑄造に係るとし

てよい。本器の獲得により、

「晉公盞」の不明字・釋讀

困難字の解讀に關する研究

が進展した。

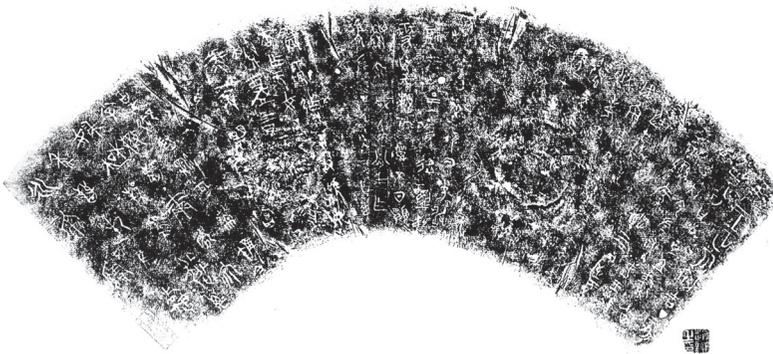


圖2：晉公盞銘文拓本『小校經閣金文拓本』より

釋讀

佳(唯) 王正月初吉丁亥

「佳(唯)」は、發語の助字。金文では常用語となる。

「王」は、周王として問題ない。具體的にどの王を指すかは、この文面のみでは不明。本器を晉文公期とすれば、東周襄王(前611〜前609年)を指すと推測される。或いは、後文の「正月初吉丁亥」を含めて、単なる定型句と理解する(『春秋』經文のように、任意の周王ではなく、「周王」という存在自體を指す)ことも可能。

「正月初吉丁亥」は、「月十月相十干支」の形式で月日を記す傳統的記法だが、「王正月初吉丁亥」という表現は、現状では春秋期以降の用例しか得られていない。吉本道雅(『西周紀年考』『立命館文學』586、2004年)が指摘するように、「初吉丁亥」のみに事件や鑄造の期日が偏ることは考えがたく、実際には吉祥句的な定型句として用いられているとしてよい。そのため、⑩雷晉豪のように「初吉丁亥」から曆年代に換算して本器の斷代を探求する手法は、あまり建設的なものとはいえない。

晉公曰、我皇且(祖) 鬪(唐) 公、雍(膺) 受大命、左右武王、
 設(教) 威百繇(蠻)、廣嗣(關) 三(四) 方、至于不(丕↓大)
 廷、莫「不」秉。

晉公の直接話法形式で記される部分である。ここより韻文となる。この部分では、唐公の「公(東部)」、武王の「王(陽部)・四方の「方(陽部)」がそれぞれ韻を踏む(東陽合韻・韻は、①鄧佩玲を参照した)。「晉」について。「晉」は山西省南部地域を地盤とする諸侯。出土文字資料では「晉」と書かれる場合が多く、『銘圖續』の釋文でも「晉」と隸定する。晉公蓋及び本器の別の個所では「晉」となっているが、この部分は上部の「至」形が上半分の「丌」のみ使用される字形となっているため、隸定字は「晉」としておく(「至」の下部「土」を省略した字形)。金文では、「屬羌鐘」(『集成』161、戰國早期)や「鄂君啓節」(『集成』12110・12113、戰國中期)等に類似した字形が使用される。

「公」について。晉は諸侯であるため、「國号十爵号」の形式としては「晉侯」となる。従って、本器銘の「公」は「君主」の意味で使用したものであろう。ちなみに、「晉侯」は(現状獲得された青銅器銘文では)西周期のみで使用され、「晉公」は西周晚期〜春秋初期以降に見える。『史記』では當初「〇侯」と表記していたものの、分家の曲沃家が本宗家を打倒して晉侯となった後の晉君を「〇公」と表記する。

「皇」について。「皇」字は、「白」の中央部分の線を抜き、また「王」についても「上」形になっているが、晉公蓋(『集成』10342)との比較で、「皇」と隸定して問題ない。「皇且」は「始祖」の意味と解した。「鬪(唐)」について。本器銘文の「」字は、晉公蓋では「」、「」と隸定されている。本器の場合は、左邊が「爵」、右邊上部が「尹」、

同下が「易」と隸定可能である。晉公蓋の拓本が明瞭ではないため判讀が難しく、左上が「爵」の上半分の省體と左下の「易」は確認できるが、右邊の「卩(邑)」形は確認が困難である。⑥呉鎮烽は、「鬻」字を「鬻(鬻)」の異體字と隸定し、「唐」と釋す(『說文解字』二上に「唐」の古文「場」が収録されており、「鬻」と声符「易」を共有する)。「鬻(鬻)」については、「鬻姬簋蓋」(『集成』3945、西周晚期)、「鬻仲多壺」(『集成』9572、西周晚期)に見える(『說文解字』四下「鬻」……「鬻」籀文、鬻从爵省」とある)。隸定と釋字については、⑥呉鎮烽説で問題ない。

また「鬻公」は、晉の「始祖」である以上、傳世文獻が記す晉初封の君である唐叔虞を指すとしてよい。唐叔虞出生の記述は、『史記』「晉世家・三代世表」と『春秋左氏傳』昭公元年とにそれぞれ見えるが、何れも武王の子、成王の同母弟とする。本器や晉公蓋では、何れも「武王を左右し」と明言している以上、成王の弟とする傳世文獻の認識とは異なる。おそらく本器や晉公蓋作成当時の歴史認識では、魯(始祖：周公旦)と同様に唐叔虞を文王の子とみなしていた可能性が高い。本器の斷代は少なくとも春秋晩期には降らないが、それ以降『左傳』の成書時期である前四世紀中頃までに、唐叔虞の出自に關する系譜が變更されたことを意味する。

「膺受天命……左右○○」の構文は、「師匭殷」(『集成』4322、西周晚期)「膺受天命、亦則於汝乃聖祖考克左右先王(天命を膺受し、亦た則ち汝乃ち聖祖考克先王を左右け)」が類似した表現となっている。

「雁(膺)受天命」について。「雁(膺)」は、『說文解字』四上の「雁」の異體字としてよいだろう。「膺」と釋して問題ない。「膺受」で「受け繼ぐ」の意。「天命」は「大いなる命令」の意。「膺受天命」は、金文では半白歸苑殷(『集成』4331、西周晚期)・五祀鞮鐘(『集成』338、西周晚期)・師克盃(『集成』4167～4168、西周晚期)・毛公鼎(『集成』2841、西周晚期)などに見える。また別に、『逸周書』克殷解「武王再拜稽首、膺受天命革命、受天命(武王再拜稽首し、天命革命を膺受し、天の天命を受く)・『封許之命』(『清華大學藏戰國竹簡(伍)』所收)簡2に「雁(膺)受天命」に見える。

ここで「天命」を受けたのは、唐叔虞その人である。これについて松井嘉徳(『周王の稱号——王・天子、あるいは天王——』(『立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究紀要』第6号、2012年)、後、「記憶される西周史」(朋友書店、2019年)所收)は、周武王の存在を前提とした受命の主張であり、唐公の武王補弼——さらには晉公の周王輔翼を正當化しようとしたものであると指摘する。吉本道雅(『春秋晉霸考』(『史林』74-5、1991年)、後、『中國先秦史の研究』(京都大學學術出版會、2005年)所收)が述べる晉霸の三層構造(周王—覇者—從屬諸侯)と、それ故に周王の存在が覇権の前提となっているという構造を晉公自らの口頭で表現したものと評価できる。

西周期には、天より「天命」・あるいは「天命」を「膺受」した人物は周文王の專賣特許であった。春秋期に入ると、独自の天命を主張する諸侯が現れる。よく知られているのが、1978年に陝西省寶鶏県平郷太公廟村より發見された秦公編鐘(集成262～266、春秋早期)・

秦公編鈔銘（集成 2677～2697、春秋早期）の「秦公曰、我先祖受天命、商賞宅受國（秦公曰わく、我が先祖天命を受け、宅を商賞し國を受けらるる）」で、ここで天命を受けた先祖は秦襄公を指す。その他金文に見える「天命」については、佐藤信弥「天命は誰のものか—金文に見える天と天命—」（東アジア恠異學會第129回定例研究會、2021年）が要領よくまとめている。

「武王」は西周武王を指すとして問題ない。

「殺（殺）戡（畏）」について。「殺」は左上が「爻」、右下が「月」で、兩者の間に「月」を上から覆うような筆畫が見られる。右側は「爻」としてよいだろう。⑥呉鎮烽は當該字を「殺」と隸定し、「殺」の異體字で「教」の意味とし、また「戡」は「畏」の異體字で、「畏」は「威」の意味とし、類例として「蔡侯産劍」（『集成』11602、戰國早期）「蔡侯（侯）産乍（作）畏（威）效（教）（蔡侯産、威教を作る）」を擧げる。⑥呉鎮烽はこれらの字釋を踏まえ、「教威」を「威敵のある命令」と釋す。今、これに従う。

「百緝（蠻）」について。「緝」は「蠻」の省文。「百蠻」は、「多くの戎狄」の意。「百蠻」は、秦公鐘・秦公編鈔銘にも見える。

「廣闢（闢）三（四）方」について。「闢」は、門構えの右側がやや不鮮明だが、「門」と隸定しておく。當該字は、門構えと下から上向きに兩手が上がっている字形で、「闢」と隸定され、「闢」と釋して問題ない。⑥呉鎮烽は、「闢」と釋して「開辟・開拓の意」とし、「廣闢（闢）三（四）方」で「周王の開拓した疆域」と解する。今、これに従う。

漢數字の四は、甲骨文ではもっぱら「三」が使用される。金文では、「三」は殷・戰國まで使用され、「四」は春秋晩期以降に使用され始める。秦簡は「四」を専用し、楚簡は「三・四」の雙方が使用される。「四方」は「周邊一帯」の意味とした。この場合の「周邊」は、武王の克殷に伴う殷の殘存勢力や殷の方國を指すと推測されるが、或いは具體的な活動ではなく、「武王の克殷を助けた」程度の修辭的表現であるかもしれない。

「至于不（丕）廷」について。「不廷」と隸定すること自体に問題は無いが、晉公蓋が「不」を「大」に作るため、當該字を否定詞と釋することは困難である。⑥呉鎮烽は、訓に「大」の意味がある「丕」とする解釋と、否定詞「不」と解釋する説とをそれぞれ擧げる。「大」とする説の場合、「大廷」の前に「至于」がある以上「大廷」は具體的な地名であるはずで、「不」を否定詞と解釋することは難しいとし、「不廷」を名詞として「丕↓大・廷↓庭」と解釋し、地名「大庭」と結論づける。但し、⑥呉鎮烽が述べる「大庭」を傳世文獻に記述される「大庭氏國」と見なすのには賛成し難い。何故なら、傳世文獻の「大庭氏」は『莊子』扶箴「昔者容成氏・大庭氏・伯皇氏……」のように、傳説上の古帝王（の國）として認識されており、⑥呉鎮烽は本器の獲得によって「大庭氏」を過去の古帝王ではなく、春秋期の具體的な國家名として解釋すべきとするが、さすがにそれは無理がある。また別に⑥呉鎮烽は惑説として「不」を否定詞と解釋し、⑥呉鎮烽の言う「王廷に朝覲しない方國」とする解釋を擧げる。本稿では、「至」を「」に達する」と解し、また晉公蓋が「不」を「大」に作ることを考慮に

入れて「大廷に至る」と釋し、「大廷」の具體的な地望は不明としておく。

「莫」「不」乗^ㄨについて。本器は、晉公盃に見える「莫」の後ろの「不」を缺く。「不」の有無により、否定と二重否定という全く異なる文脈になるが、晉公盃の釋字「莫不史（事）公」を参考にすれば、二重否定と解釋した方が良く、本器では「不」を入れられたと解釋すべきである。乗^ㄨは、「禾」と「又」が組み合わさった字形と判断できるため、⑥吳鎮烽の「乗」とする隸定で問題ない。乗^ㄨについて。⑥吳鎮烽は不明字とし、乗^ㄨと模寫するのみである。②付振起は、左側を「戈」、右側を「鬼」とそれぞれ隸定し、「威」と釋すべきとした（②付振起は「鬼」↓「威」の理由を明示していないが、兩字は共に微部であり、それを理由として通假を想定したものでだろう。「鬼」と「戈」とが部品に含まれる字形として、「鬼」の異體字である「𪗇」があり、金文では「小孟鼎」（『集成』2839、西周早期）「𪗇」がその例となる。銘文の「𪗇」をよく検討すると、右上の筆畫は⑥吳鎮烽の模寫のように「日」に似た形であって「由」形ではない。また、左側も横方向の筆畫に「V」形の筆畫が向かい合わせに配置される形となっており、柄の部分が直線の筆畫で描畫される「戈」と釋するのは問題がある。そのため、②付振起説は支持しない。

また別に③管文韜は、⑥吳鎮烽の曰古氏コメント（第21樓）の「敬」説を採り上げ、これに賛同する。まず曰古氏は、三晉系の「敬」の書體が左下の口を缺く形「敬」であることを指摘する（『戰國古文字典』781-783ページ参照）。次に、上の「乘」との文字の配置^ㄨを鑑み



圖4：③管文韜の曰古説による文字の検討

て、上の「乘」字の一部（「禾」の下部）の鑄型部分が脱落して^ㄨの右上部に移動し、それが鑄造された結果^ㄨになったと想定する（上圖参照）。非常に興味深い説だが、今は紹介するにとどめておく。

「^ㄨ」の隸定・字釋は本稿では不明としておくが、少なくとも「乗」の目的語と解釋されるので、「乗^ㄨ」を「^ㄨを守らせる」と解釋しておく（この文脈に當てはまりそうな語彙として『詩』大雅／烝民「民之秉彝（民の彝を乗る／常の道を執り守る）」がある。毛傳「彝は常なり」。鄭箋「乗は執なり。民の執持する所、常道あり」。「常」であれば本銘文の他の部分と同韻（陽部）なので都合がよいが、字形が異なるのでそのまま當てはめることはできない）。

王命鬻（唐）公、建卮（宅）京自（師）、君百生（姓）乍（作）邦。

唐公の「公」・作邦の「邦」で韻を踏む(何れも東部)。

「王命鬻(唐)公」について。この「王」は『史記』や『左傳』を参考にすれば成王の事だろうが、上文の「左右武王」を踏まえると武王である可能性も指摘できる。「鬻」の字釋は既に述べた。

「建庀(宅)京自(師)」について。「建」は本器では「𠄎」、晉公蓋では「𠄎」となっている。晉公蓋の拓本が不鮮明であったため、様々な字釋が提示されたが、本器の銘文を参考にすれば、晉公蓋も「建」と隸定して可と判断される。「庀(宅)」は、本器が「尸」に従う字形、晉公蓋は「宀」に従う字形となっているが、『說文解字』七下「宅」に古文字形として「庀」が挙げられており、両者は異體字關係であり、どちらも「宅」であるとしてよい。「京自(師)」について。隸定、字釋については問題ない。この京師がどこを指すかが問題だが、これについては晉公蓋の研究史上、武王の都「鎬京(陝西省西安市)」・『漢書』地理志記載の「太原郡京陵県(山西省平遙縣)」など、複数の説が提示されている。本稿では、⑥呉鎮烽の指摘するように、晉姜鼎の「京師」と同様「晉國國都」を指すとする説に従う晉の國都については、馬保春『晉國歴史地理研究』(文物出版社、2007年)を参照されたし(馬保春の見解に據れば、山西省臨汾市翼県西南と推定)。本器の場合には、唐叔虞の封じられた「唐國都城」となる。「建宅京師」全體で「この(唐)／晉)國の都城を建設し」の意味と解した。

「君百生(姓)乍(作)邦」について。字釋で問題となるのは「𠄎」である。⑥呉鎮烽は、本器と比較して晉公蓋の釋字「晉」とするのは誤りであると指摘する。また、類例として『古璽彙編』36:9④「百

𠄎憂武」の「𠄎」を挙げる。また「𠄎」の字釋については、唐蘭・裘錫圭等の字釋を参考にしつつも斷定はしていない。⑥呉鎮烽の句全體の解釋を参考にすれば「眞・顛」の「匕」であり、「征服」程度の意味で解釋していると推測される。また別に、⑥呉鎮烽の曰古氏コメント(第23樓・第42樓)では、「匕」と隸定して「辟」と釋すべきとし、「百辟」は「百官」を意味し、「君百辟作邦」の句は「百官を立ててこれを主催し、以て邦國を建立した」と解する。また別に、⑥呉鎮烽の鹿鳴氏コメント(第1樓)では、「𠄎」の左半分に錯で脱落している部分があり、その部分を補うと「生」と隸定可能なのではないかと指摘する。銘文寫眞を見ると、確かにうっすらと脱落部分があることが確認できるので、本稿では鹿鳴説に従い、「生」と隸定し、「姓」と釋す。「百姓」は字義そのままだと「多くの人々」程度の意味だが、別に「百官」の義もあるため(三國吳・韋昭『國語解』周語中「百姓、百官也」、本稿では「百姓」の解釋としては曰古説を採用する。句全體としては「君(唐叔虞)は、百官と共に國を作り上げた」と解釋した。

我刺(烈)□(考) 憲公、克□亢猷、彊(強) 武魯宿、靈(靈) 名□不、號(赫赫) 才(在)「上」、

憲公の「公(東部)」、在上の「上(陽部)」で韻を踏む。

この部分に補訂されている部分があり、その結果字に脱落が複数生じている。この部分は晉公蓋でも脱落しているあるため、隸定・字釋・

意味を明らかにすることが難しい。

「我刺(烈)□(考)憲公」について。「刺」の左邊は「束」に従う形。「刺」と釋して問題ない。また、通假して「烈」の意となる(何れも月部)。「刺」字に續く字は判讀不明だが、晉公蓋に従い「考」を補っておく。「烈考」については、『詩』周頌／臣工之什／離「既右烈考、亦右文母(既に烈考に右けられ、亦た文母に右けらるる)」とあり、南宋・朱熹『詩集傳』「烈考猶皇考也(烈考、猶お皇考のごときなり)」の注記に従えば、亡くなった父親を指す表現となる。本稿では「烈」の「大いなる功績を挙げた」という意味を踏まえ、「偉大な亡父」と解す。

「憲公」は、『史記』や『世本』佚文などの春秋期諸侯の系譜資料に見える歴代晉公には、その名が見えない。

⑥呉鎮烽は雙聲疊韻(曉母元部)の關係にある「獻」を有する獻公である(在位：前676～前651年)とし、傍證として『隸釋』卷一・咸陽靈臺碑(筆者注：『隸釋』では「咸陽靈臺碑」に作る)「驛憲」の南宋・洪适釋「憲當讀爲獻」を挙げ、更に『逸周書』諡法解(文淵閣『四庫全書』本)「博聞多能曰獻。聰明叡哲曰獻。」について、『史記正義』諡法解と『汲冢周書』周公諡法解(晉孔晃注)にそれぞれ「博聞多能曰憲」と「獻」・「憲」が通假すると指摘する(筆者注：『汲冢周書』周公諡法解(晉孔晃注)は、『四部叢刊』本を指すと思われる)。

筆者管見の限りでは、同様の例として、唐・孔穎達『春秋正義』定公九年「正義曰、諡法、博聞多能曰獻」／南宋・程公說『春秋分記』卷五十三「諡法、博聞多能曰獻」などが「獻」を使用し、『文選』卷四十六「任昉『王文憲集序』」李善注に「諡法曰、忠信接禮曰文、

博文多能曰憲」、唐・權德輿「唐故常州刺史獨孤及諡議」(北宋・姚鉉『唐文粹』卷第四十一所收)「諡法曰、博文多能曰憲」・北宋・蘇洵「諡法」卷三「博聞多能曰憲」・段玉裁『說文解字注』卷十下「憲」に「諡法、博聞多能爲憲」などが「憲」を使用する。また別に、「戎生鐘」(『銘圖』15239～15246、春秋早期)に「皇祖憲公」の例がある。路國權「甲骨文、金文新釋兩則」(『考古與文物』2014年第2期)は、晉獻侯(在位：前822～前812年)を指すとする。「戎生鐘」の作器者「戎生」が、「憲公」を「皇祖(宗廟で始祖に位置づけられる先祖)」と稱する以上、西周に遡る國君であることは確かだろう。これを援用すると、本器の場合も春秋期の獻公と解することが可能となる。

何れにせよ、「獻」・「憲」が通假の關係にあることは確かである。

「憲公」が「獻公」だとすれば、彼の子輩かつ晉公の位に昇った人物としては、公子卓(在位：前651年)・恵公(在位：前650～前637年)・文公(在位：前636～前628年)の三人がいる。⑥呉鎮烽は後文で作器者について検討を行い、在位僅か一ヶ月の公子卓は除外され、恵公も娘が婚姻年齢に達していないと考えられるため除外する。そして晉文公については、『左傳』僖公二十四年に見える趙衰の妻が、『列女傳』卷二「晉趙衰妻」に「晉文公之女也、號趙姬」と記されることを根據に、婚姻可能な娘が居る以上、文公がふさわしいとした。

この見解は、従来の晉公蓋の斷代(『銘圖』春秋晚期／林編年・春秋II B(前6世紀前半)とは合わないが、彭裕商の紋様や銘文書體の特徴から前650～前600年邊りに斷代を設定する新説が提示されており、それを参考にすれば前7世紀後半期の獻公の子輩がふさわしいこ

とになる。

しかし、晉楚が本格的に政治・軍事的な接触を行ったのは前333年の城濮の戦い以降であり、加えて文公期全體での對楚關係は基本的に敵對状態であったことを鑑みると、軽々に首肯するのも躊躇せざるを得ない。或いは「烈考」を「烈祖」と見なすことで、父子關係ではなくもう少し下の世代（襄公・靈公・成公（以上、文公の子）・景公）まで廣げられるかもしれない。その場合、父・祖父たる文公を擧げないで、獻公を擧げること疑問が残る。

このように考えると、「憲公||獻公」という解釋の下では本器の作者を文公とするのがおさまりがよい。従って本稿でも消極的かつ消去法的ではあるが、文公説に従っておく。別に、晉惠公の息子太子圉（後の晉懷公／在位：前637～636年）が太子時代に既に婚姻を結んでおり、加えて惠公には娘が存在することを踏まえると（『左傳』僖公十七年）、その父たる晉惠公も一應候補者となり得る可能性がある。ただし、惠公の娘は太子圉の秦への人質と同時に秦で侍女となったと書かれているため、惠公が彼女以外に娘を持たなかった場合、文公の可能性がより高くなる。

「克□亢配」について。この部分は、補修が施されており、一部の銘文に配置のズレと脱落が見られる。⑥吳鎮烽は「克□亢配」と釋し、二字目を不明字とする。⑦張崇禮もそれに従う。一方『銘圖續』の釋文では、「克□亢猷」とする。また別に、⑥吳鎮烽への黄杰氏コメント（第38樓）は、⑥吳鎮烽が「□亢」と釋した部分■（点線で囲った内側）を實は一文字であるとし（字釋は不明とする）、また⑥吳鎮

烽が「配」と釋した字「■」の右邊について、「己」ではなく「犬」に従う字形と見なし、「猷」と釋すべきとした。更に句も、後文の「彊（強）」と區切らずに「猷彊（強）」とし、意味が近い（何れも「はかる」「はかりごと」の意）ことから「謀強」（清華簡『程寤』簡9「謀強」『逸周書』大開「謀競」の意味であるとする。更に別の⑥吳鎮烽への王寧氏コメント（第40樓）は、黄杰氏コメント（第38樓）の「□亢」部分を一文字であるとする指摘を支持し、押韻の観点から「克亢（抗）猷彊」と釋し、「奮發圖強（強くなるために努力する）」の意味と解す。⑤葉磊は、「□亢」を二字として分ける一方、不明字の上部に「八」形が確認できるとするが、不明字の隸定・釋字については不明とする。②付振起は、不明字「□」について、殘存部分から「光」ではないかとし、「亢」は殘缺部分を含めた字の構造から判斷して恐らくは「亢」ではないだろうが、一應そのまま讀んでおくとし、「克光亢配」を獻公が先君からの遺志を繼承復興させたことを表現したとする。

本稿では、まず⑥吳鎮烽が「□亢」と釋した部分について、筆者の管見では「亢」字の上部が他と接續している痕跡が確認できず、また⑤葉磊の指摘するように、傳世文獻の『管子』大匡・『韓詩外傳』卷六などに「彊武」が見えるため、「彊武」を一語として區切らず、「□亢」と分ける讀み方に従う。次に、「■」の隸定・釋字については、字形を見る限り、「犬」に従う字形と見なし「猷」と釋す黄杰氏コメントに従う。そして、句全體は「克□亢猷」と隸定し、「克」は「能」、「亢」を「極」、「猷」を「謀」と解し、「□」（恐らくは「堪」・「任」の

ような、その職務を耐え勤める「邊り」を意味する語であったか。「克堪」と同義の語として「克龕」があり、「龕」は⑤葉磊説の指摘する「八」形を有する字だが、これは望文主義でしかなく、参考程度にとどめておく）を成し遂げ、猷（謀）を極め」の意味とする。全體としては、憲（猷）公が、「よくその任にあたり、更なる發展を遂げるための計畫を練り上げた」と釋した。

「彊（強）武魯宿」について。「彊（強）」を前句につなげるか、これから新しい句とするかなど、前後の句とどのように区切るかで、晉公蓋の解釋より議論がある。

⑥呉鎮烽は、「彊武魯宿」と区切る。「彊武」を「武力を強化し、實力を拡充し、領土を廣げる」とし、獻公期の他諸侯を多數滅ぼしての疆域拡大（『韓非子』難二「吾先君獻公、并國十七、服國三十八」）を記したものとする。一方、「魯宿」については、二つの異なる解釋を提示する。まず一つ目は、「魯」は「嘉」に通じ「善」の意味で金文常見の語であるとし、「宿」は「安・守」と訓ずることができ、「魯宿」で「善安」の意味であるとする。この場合「憲（猷）公の國を治め民を守るといふ極めてよいことを稱揚する」の意味となるとする。二つ目は、「魯」を「遲」と訓じ、引申して「緩」の意味となるとし、「宿」を「縮」と讀んで「取・斂」の意味とする説である。この場合は「獻公は征戦が終わった後、引き締めていたものをゆるめ、國民を休ませ回復させた」の意味となるとする。

⑦張崇禮は、「彊」を「堅強・堅定」の意、「武」は「武功がある」ことを指す、「魯」は⑥呉鎮烽に従う。「宿」については、⑦張崇禮は

⑥呉鎮烽の二説とも動詞として解釋する説を批判し、「彊・武」・「魯」の三語と同様形容詞として解釋すべきであると、同母同部字の「肅」と通假し、恭敬・「莊重」の意味であると、⑤葉磊は三國魏・王弼『周易略例』卷十の「彊武」を唐・邢瑋注が「威武」と釋する説に従い、「魯」は⑥呉鎮烽に従って「嘉」と讀み「善」の意味とし、「宿」を「肅」と讀んで「嚴」の意味とし、全體として「彊武・魯・宿」と区切り、晉公が憲公を褒めちぎった表現であるとする。

本稿では字釋は⑤葉磊説に従うが、「魯宿」は「彊武」に係る修飾語として解し、「武威は嘉く嚴かであり」の意味とする。

「龍名□不」について。⑥呉鎮烽は「龍」を「雨」・「王」・「龍」に従う字として隸定するが、解釋はしない。⑥呉鎮烽の單育辰コメント（第6樓）は「龍」と釋す。同じく黄杰コメント（第11樓）では「恭」と釋す。⑦張崇禮及び⑥呉鎮烽の⑦張崇禮コメント（第33樓）では、秦景公石磬（『銘圖』19781～19806、春秋晚期）の「靈」・「靈」と比較して、本器の上部の「雨」形は秦景公石磬の「龍」の省略字形であり、また下部は「龍」に従う字形であり、「龍」に聲符「靈」（「靈」が「耕部」、「龍」が「東部」で音が近似）を付加したものと、兩字を同じと見なして「靈」と釋す。そして、同母同部の「令（來母耕部）」と通假を想定して「令名・美名（何れも「良い評判」）」の意とする。⑤葉磊は、上記の字釋説を整理検討し、「令」については、文意は比較的良く通じるものの、東部と耕部の関係が遠いとして通假を設定するのは難しいとし、「龍」説については、「龍名」という語が唐宋の文獻以降にしか見えないため論據として不足するとし、「恭」について

も「寵」説と同様の缺陷を持つとして否定する。⑤葉菴自身は、**𠄎**の左下部分が判讀できない字形として隸定し、「憲公を誇大に褒め稱える」意とする一方、字釋は不明とする。

本稿では、「**𠄎**」は、⑦張崇禮が指摘するように「**𠄎**・「**𠄎**」雙方が聲符の役割を果たす字形「**𠄎**」であり、「**𠄎**」の繁體字形であると判断する。そして「**𠄎**」が「耕部」である以上、「令」と通假可能であり⑦張崇禮の解釋に従い「令名」とする（傳世文獻上でも『廣雅』釋言「**𠄎**、令也」とあることもそれを支持する材料となる）。

「**𠄎**」は義不明としておく。「令名」に續く表現である以上、それが「より廣範圍におよぶ」或いは「より高らしめる」等の祖先頭彰の語であることは確かだろう。本稿では仮に「ますます廣まり」程度で釋しておく。

「**𠄎**」(赫赫)才(在)「上」について。

「**𠄎**」の後ろに重文符号が付く。「**𠄎**」という表現は、例えば『郭店楚簡』五行25～26簡「明明在下、**𠄎**在上」とあるが、この表現は『詩』大雅／文王之什／大明「明明在下、赫赫在上(明明として下に在り、赫赫として上に在り)」の引用であり、「**𠄎**」は「赫赫」と通假できる。本銘文では「才(在)」に直接續くのは「台(以)」となるが、⑧白川靜が指摘するように、おそらくここには本来押韻が合う「上(陽部)」が配置されていたはずで、大明と同じ表現である「赫赫在上」と復元する指摘は妥當と考えられる。本稿では、「天上でさかんに輝いている」と解した。

台(以) 𠄎(嚴) 𠄎(寅) 𠄎(恭) 天命、台(以) 𠄎(父) 𠄎(朕) 身、孔靜(靖) 晉(晉) 邦。

晉邦の「邦」が韻を踏む(東部)。この部分までが、一つ目の晉公發言となる。

⑥吳鎮烽は7字を「啓宀禩𠄎𠄎𠄎」**𠄎**と隸定する。これについて、コメントでは他の隸定・釋字案が複數提示されている。まず、秉太一(第2樓)は「嚴禩𠄎(恭) 𠄎」と釋し、その後ろの「今」は後文に属するとした。單育辰(第6樓)は、「台(以) 嚴(?) 𠄎(恭) 𠄎(𠄎、今……)」と釋す。黄杰(第11樓)は、「才(?) □禩、𠄎(恭) □大命(?)」と釋し、後に「才(茲) 台(以) 嚴禩、𠄎(恭) □大命(?)」と改める(第38樓)。wqjchは、まず⑥吳鎮烽が「啓宀」と隸定した字は、「嚴」字であり二字に分割するのは間違いであるとする。次に「禩」の右片について、『集成』4315・『銘圖』5370、春秋中期)では「寅」と隸定していることを指摘し、「寅」と讀めるのではないかとする。更に「𠄎」字とされた文字の上部に「𠄎」が確認できない一方、その部分に横畫に似た筆畫らしきものが確認できるとして「天」とするべきだとする。最後に「今」と釋した字について、「命」字の殘缺したものであるとし(殘缺の理由は「生」と同じ状況であるとする)、句全體を「嚴禩(寅) 𠄎(恭) 天命」と釋せるとし、傍證として上記「秦公簋」の「嚴恭寅天命」を擧げる(第12樓)。曰古もそれに同意し、更に「嚴恭寅天命」・「嚴禩(寅) 𠄎(恭) 天命」に類似した表現が『尚書』無逸「嚴恭寅畏天命」・『史記』「嚴恭敬畏

天命」にそれぞれ見えることを指摘する(第39樓)。王寧は「辭(嗣)嚴寅恭天命」と釋す(第40樓)。⑦張崇禮は、秉太一(第2樓)の指摘に従って、「嚴禩(寅)弊(恭)虔」と釋す。これらの指摘を踏まえたか、『銘圖續』の釋文では、「嚴(嚴)禩(寅)弊(恭)天命」と改めている。⑤葉磊は、上記諸説を整理しつつ独自の検討を行っている。まず wqpcn の一字目と二字目を分割せずに解する説に従わずに二字に分け、一字目の「嚴」について検討を行う。そして、後文で「台」と釋される字「嚴」と比較して、一字目の右半は「泐痕」すなわち「鏽びて」剝がれた痕跡」と判断し、「台」と釋すべきとする。次に、二字目の検討を行い、「嚴」字説に従うべきであるとする。そして「天命」と釋す字についてもそれに従うとするが、「弊(恭)」と「天」との間一字分失われているとし「台(以)嚴(嚴)禩(寅)弊(恭)天命」とし、類例として「司馬懋鏹」(『銘圖』15767～15770、戦國早期)の「嚴恭天命」を挙げる。

本稿では『銘圖續』の釋文「台(以)嚴(嚴)禩(寅)弊(恭)天命」に従い、「以て天命を慎み敬い」と解釋する(先秦期の「嚴」の用法の變化については⑨高島敏夫参照)。⑤葉磊の「恭」と「天」との間一字缺ける説については、補丁の痕跡から判断する限り一字分の空きは存在しないように見えるため、本稿では従わない。また、上記以外の類似した用例として「秦公鏹」(宋代に出土し、模本のみ傳存、『集成』270、春秋中期)の「嚴恭寅天命」がある。

春秋金文で、「台」は「以」の意として使用される(陳夢家『鬲邶王壺考釋』『燕京學報』1937年第21期)。

「今台(以)鑿(父)朕(朕)身」について。⑥吳鎮烽は、「台」を「以」と読み、「用」の意味とする。「鑿」は、「辭」もしくは「父」と読み、「治」の意味とする(『尚書』堯典「浩浩滔天、下民其咨、有能俾父。」/偽孔傳「父、治也。」)。また、類似した句として、「秦公簋」の「保(父)卒(厥)秦」、「大克鼎」(『集成』2836、西周晚期)の「有保辭周邦」、「叔父卣」(『集成』5228～5229、西周早期)の「敬辭乃身」、「尚書」君奭「用以厥辭」を挙げる。⑥吳鎮烽は、「鑿(父)朕(朕)身」の句を、「我が身を修習(學び治めるの意)する」と解す。⑤葉磊は、「鑿」を「父」と読んで「治」と解する説を批判する。まず、「鑿」の聲符「業」が上古音では「疑紐葉部」であり、同じく「父」が「疑紐月部」であることを指摘し、聲紐は同じだが韻部が近いとは言えず、また傳世文獻では、「業」聲と「父」聲が直接通假している例はないと指摘する。次に、「父」と読んで「治」と解する説では、銘文の意味が通らないとする。それは、この部分が憲公の一連の美德と功績を羅列した部分であり、當然「以業朕身(⑤葉磊は「鑿」を「業」と讀む)」の主語は憲公であるべきだが、「修習我身」と解した場合、その主語は(作者者)晉公となってしまおうと指摘する。この二點により、「父」と讀みて「治」と解する説に従うべきでないとする。そして、⑤葉磊自身の説として、「業」字として解するのが良いとし、「業」の訓詁の中から「事(つかえる)」がよいとする(⑤葉磊は上から下につかえる事例であると指摘)。

本稿では、「業」を「つかえる」と訓ずるのは難しいと判断して「父」と讀む。また「父」の解釋については、例えば『禮記』緇衣の「業(業

部) 公之顧命」が『逸周書』蔡公解・清華簡(壹)『蔡公之顧命』では「蔡(月部)公」と書かれるように、「葉部」・「月部」に通假が指摘されており、⑥吳鎮烽の「治」の意味で問題ないと判断し、「我(作器者たる晉公)が身を治め」と解す。

「孔靜(靖) 晉(晉) 邦」について。⑥吳鎮烽は、この句を「孔嘉 晉(晉) 邦」と釋し、「晉國がとても素晴らしい」と述べているとする。「孔嘉」は「とても素晴らしい」の意味であり、『詩』幽風/東山「其新孔嘉、其舊如之何」の鄭玄箋「嘉、善也。其新來時甚善」並びに『儀禮』士冠禮「昭告爾字、爰字孔嘉」の鄭玄注「昭、明也。爰於也。孔甚也」を引用する。⑥吳鎮烽は、この部分をまとめる言葉として、作器者である晉公が、その父憲公の功業や言辭を贊美し讃えたものである一方、驪姬之亂によって群公子を迫害・殺害したことについては諱みて書かなかつたと指摘する。⑥吳鎮烽コメントの黃杰(第7・11樓)は「嘉」と釋された字を「靜」と釋す。王寧(第40樓)は、黃杰說に従い、「靜」と釋し「靖」の意とする。⑩孔令通もそれに従う。⑦張崇禮と『銘圖續』は「靜」と釋す。⑤葉磊はこれら諸說を整理し、自說として字形を検討し「靜」と釋するのが良く、意味は「靖(『廣雅』釋詁「靖、安也」を引く)がよいとした。

本稿では、字釋・解釋は⑤葉磊を是としてそれに従い、「晉邦を大いに安んずる」と解する(『爾雅』釋言「孔、甚也」)。

公曰、余雖(雖)今小子、叀(敢)帥井(型)先王、秉德韶(秩)

「韶(秩)」、琀(柔) 燮萬邦、諒(哀)「哀」莫不日頓(卑) 嚮(恭)。

ここより新たな内容となり、再度、晉公の自述(直接話法)が記される。本器は儀禮のいくつかの段階の中で晉公が發した詞書きを、適宜選擇して記録しているのかもしれない。そのため、脚韻字もそれまでの「東陽合韻」に加えて「之職合韻」が追加される。この部分では、小子の「子(之部)」・先王の「王(陽部)」・萬邦の「邦(東部)」・卑恭の「恭(東部)」がそれぞれ韻を踏む。

「余雖(雖) 今小子」について。「雖」の解釋について、晉公蓋の解釋では「雉」と隸定して定公の諱「午」と解釋し、作器者・斷代の有力な根據とされてきた。しかし現在では「午」ではなく「虫」に従う字形とする説が有力になっている(拙稿「古文字學研究文獻提要」裘錫圭の甲骨文字に關する論考より)・釋「虫」(『漢字學研究』7号、2019年)・吳王餘昧劍(『漢字學研究』9号、2021年)参照)。⑥吳鎮烽は、「午」「佳」に従う字形ではなく、「虫」「佳」に従う字形と隸定し、「唯(惟)」の意とする。本稿では、「雖」の意とする。「小子」は、⑥吳鎮烽の指摘通り作器者晉公の自稱であるが、⑧白川靜の謙稱とする指摘が良い。

「叀(敢) 帥井(型) 先王」について。「叀」は「敢」の古字形。「帥井」は西周中期〜晩期に見られる句で、一般に「帥刑」もしくは「帥型」と解される(本器と晉公蓋とが、最も時代が降る用例となる)。意味としては「先祖の典型(模範となる德行)を順守する」となる。

句としては「すんで先王の典型を順守し」とする。

「韶(秩)」について。當該字の隸定と解釋については、晉公盃より議論があるが、近年は陳劍「甲骨金文舊釋」^⑧、^⑨之字及相關諸字新釋」(『出土文獻與古文字研究』第二輯、復旦大學出版社、2008年)の「五」、に記される見解に従い、既に楊樹達『積微居金文說』1952年)・于省吾『雙劍謠古文雜釋 釋嬾嬾』(周法高主編『金文詁林』卷十二所收、1975年)が提唱していた「秩」とする解釋が有力となっている。本稿でもそれに従う。また、晉公盃では重文符号があるとして解され、『詩』の用例を踏まえて「秩秩」と讀まれる。一方、本器には重文符号が付いていないが、こちらも⑥吳鎮烽に従って「秩」一字を補い、「秩秩」と讀むべきだろう。『詩』の「秩秩」は複数の用例があるが、同一句であっても、例えば大雅／生民之什／假樂の「德音秩秩」の「秩秩」が毛傳「秩秩、有常也」、鄭箋「秩秩、清也」と解釋が分かれているなど、難しい句でもある(何かしら肯定的なありさまを形容した表現で、文脈によってより具體的な様態が付されるため)。⑥吳鎮烽は毛傳の説を採用して「秉持其德肅敬如常(その徳を執り守り慎み敬うこと通常のようにする)」と釋する(⑥吳鎮烽の「慎み敬う(原文：肅敬)も、『詩』小雅／甫田之什／賓之初筵「左右秩秩」の毛傳「秩秩然肅敬也」を踏まえた表現か)。本稿でもこれらを参考にして「整然と秩序立って執り行い」と解しておく。

「琫(柔)」について。晉公盃の當該部分の字の隸定と解釋にも議論があり、また秦公罇(『集成』270)にも本器と同一字「琫」を共有する「芻邦」や表現が類似する句「𪛗(柔)雙百邦」がある。⑥吳鎮

烽は、晉公盃について「柔」と義が近いのではないかとする郭沫若・馬承源説に對し、徐中舒の見解を参考に「叶」と讀み「協」と解す。そして「協雙百邦」は「書」堯典「協和萬邦」と顧命「變和天下」と類似した句であり、「諸侯國を安和(ゆったりと穩やか)する」と解す。一方陳劍(『釋“中”』(『出土文獻與古文字研究』第三輯、復旦大學出版社、2010年))は、本器當該字と部品を共有する字形について、從來「堪」・「叶」・「由」・「古」などと解する説が唱えられたことを舉げる。そして、甲骨文・金文より網羅的に當該字・部品を檢討し、「癉鐘」(西周中期)の「𪛗」字の「𪛗」(『集成』247)「𪛗」(『集成』248)、「𪛗」(『集成』249)・「𪛗」(『集成』250)のように、既に西周中期には「古」と「由」との區別がなくなりつつあることを指摘した。そして次に秦公罇の「芻」字の檢討を行い、從來「固」に聲符「手」が付加された字であり、「手」と「古」の古音が近い)、その文脈の中で秦公罇・晉公盃の當該字は「𪛗(固)」と解されてきたとする。それらを踏まえて「古」と「由」の字體の變遷を整理し、「古」と隸定されてきた部分は部品の構造上の特徵、特に横畫の長さを根據に「由」が妥當とし、全體として「琫」と隸定して「由」聲の字「柔」とするべきだとする。また、秦公罇の「𪛗」は、「大克鼎」(『集成』2836／西周晚期)・「番生簋蓋」(『集成』4326／西周晚期)・「迷盤」(『銘圖』1453／西周晚期)の「柔遠能邇」の「柔」であり、同一語を異なる字體で表記したのは(用字)重複(同じ字の近い位置での重複使用を避け、異體字を使用する現象)のためであったとした。

本稿では、諸説を整理・檢討した⑤葉磊・⑩孔令通が妥當とする陳

劍説に従って「琫」と隸定して「柔」と釋す。句としては「柔燮萬邦」は「多くの邦（諸侯國）を安んじ調和させる」の意味としておく。作器者を晉文公とした場合、自らの霸權確立を唱った句と解される。

「諫（哀）」「哀」について。蓋銘には、當該字に重文符号が付くが本銘には見えない。⑥吳鎮烽以下の諸家何れも重文符号を補っているので、本稿でもそれに従う。蓋銘の解釋では、拓本が不明瞭なため諸説提示されていたが、⑭謝明文は左下に「口」形が僅かに判讀可能なことと、右側が「哀」と判讀可能なことを提示し、「諫」と隸定し、「哀」の繁體であるとした。本銘文寫眞を見る限り、明らかに「諫」と隸定できる。⑥吳鎮烽は「諫」と隸定して「哀」と釋す。諸家それに従う。また⑥吳鎮烽は、「哀哀」を「殷殷」であるとし、西晉・左思「魏都賦」〔『文選』所收〕「殷殷實内」の李善注「殷、衆也」を引き、「衆多貌（多数）」の意味であるとした。前句に「萬邦」があるので、晉公の元集った諸侯の數多いことを唱ったものとしておく。

「𨔵（卑）𨔵（恭）」について。これについては、⑭謝明文が前者を「頁」を意符とする字で「卑恭」・「謙卑」（何れも「謙遜」の意味）の意味で使用する「卑」字の専用字とし、後者を「説」を聲符とする字として、雙聲の「𨔵（𨔵（恭）の繁體）」と通假し「卑恭」と釋することができるとした（この部分のみ他で使用される「𨔵」を使用しないのは、「用字避復」と見なす）。そして、句全體を「多くの邦が日々晉に恭順でないものはない」と解した。⑥吳鎮烽もそれに従う。これに對する王寧のコメント（第44樓）では、「𨔵」は「俾」に通じ、『爾雅』釋詁「俾、使也」を引いてこの意味ではないかとする。また王氏は、

「𨔵」を「境」の繁體とし、「競」と同じであると見なし、「忙殺される」の意を含むとした。そして句全體を「國事の不安を憂い、日々自己の政務の勞を惜しまない」と解する。この句の前の部分は、自らの功績を唱っているため、⑭謝明文の解釋の方が全體の意味を取りやすい。そのため、⑭謝明文説に従って解す。

余威畜胤（俊）士、乍虎（吾）左右、保辭（辭一父）王國。

この部分は、（作器者）晉公が有能な人物を集めて自らの股肱として取り立て、周王國を保ち治めたことを自述する段である。俊士の「士（之部）」・左右の「右（之部）」・王國の「國（職部）」でそれぞれ韻を踏む。

「余威畜胤士」について。「余」は作器者晉公の自稱。「威畜胤士」については、秦公簋「威畜胤士」・秦公鐘「威畜百辟胤士」に同一・類似の表現が知られている。「威」は「みな」、「畜」は「あつめる」の意として解した。「胤」の解釋には諸説ある。比較的有力とされるのが、「商周青銅器銘文選」に所收される馬承源説である。馬氏は、「胤士は「俊士（才知の優れた人）」と讀む。「胤」はその昔（上古音で）噲紐（眞部）であり、「俊（精紐文部）」もまた（聲符）の「允」が噲紐（文部）であり、同聲で假借の關係にある」と指摘し、通假を設定する。今、これに従って解し、「俊英の士をみな集め」の意としておく。「虎（吾）」について。蓋銘より、當該字の解釋について説が分かれており、その中で有力な説として「馮」（清・徐同柏・郭沫若・

于省吾・謝明文・董珊・吳鎮烽等)・「虎」(清・吳式芬・清・方濬益等) 兩説が存在した。⑥吳鎮烽は、董珊の「馮」と隸定し、「朋」と釋する説を支持する。また、⑥吳鎮烽に對して、複数の異なる説を提示するコメントが寄せられている。まず、單育辰(第6樓)は、「虎」と釋し、「吾」あるいは「乎」と讀むべきだとする。また、曰古(第21樓)は、當該字を「人」と「犬」の合書とみなし「伏」と隸定して、「備」あるいは「馮(憑)」と釋す。張崇禮(第29樓)は、「彡」と「友(犬)」とに従う字と隸定し、「髮」と釋して「蔽(屏障)」の意とすべきだとした(⑦張崇禮にも引用される)。王寧(第47樓)は、隸定は張崇禮と同じくしながら、「彪」ではないかとする。ただし王氏は、句全體の意味は「君主の兩腕とする」ことで明らかだと指摘するも、當該字の字釋は待考としている。

⑤葉磊はこれらの説を比較検討し、從來有力であった「馮」と釋する説について問題を提起する。まず「馮」と釋する根據とされた摹本の字形が銘文字形を忠實になぞっていないことを問題とする。そして次に、そもそも「馮」字の確實な用例が戰國以降に降る(春秋以前に用例が無い)ことを指摘する。そして次に「虎」説について検討を行う、少なくとも蓋銘に關しては「虎」説の方が良いとする。讀みについては、單育辰説同様「吾」と釋する説を支持し「虎」と「五」をそれぞれ聲符として持つ字が通假する例(「騶虞」(『詩』召南/騶虞)と「騶吾」(『山海經』海内北經)を擧げて根據とし、『六韜』虎韜「衛吾左右」・『六韜』豹韜「翼吾左右」・『史記』田敬仲完世家「事吾左右」を「吾左右」の例として擧げる。ただし⑤葉磊は、本銘での當該字

について「虎」と釋することに問題があるとし、「虎」と音が近い通假の關係にある字ではないかとし、具體的な隸定は存疑としている。

本稿では、基本的に⑤葉磊の見解に沿うが、當該字について「虎」と釋して問題ないのでは無いと判断して「虎」と隸定する。また解釋については、單育辰説に従い「吾」とする。

「辭」は、「辭」の中間に「月」が挿入された字形で、「辭」と釋して問題ない。「辭」は「父」の本字であり(王國維「說辭」、『觀堂集林』卷6所收)、「治める」の意味として解釋される(『爾雅』釋詁「父、亂、靖、神、弗、澠、治也」)。「保辭(父)」で「おさめたもち」の意味と解しておく。

「王國」について。「王」は、周王朝を指すとして問題ない。冒頭句の「王」と呼應する。「王國」の範圍については、現實の東周王朝王畿や周王朝を頂點とする晉霸の及ぶ範圍などが候補に擧がるが、ここでは具體的な範圍ではなく、周王室を護持する行動そのものを理念的に述べたとしておく。

荆(拂) 兪(斂) 靈(畏) 噉(忌) 台(以) 厥(嚴) 號若否。

ここまでは、二回目の晉公の發言となる。畏忌の「忌(之部)」・若否の「否(之部)」で韻を踏む。

「荆(兪)靈(噉)」について。この四字句は難解であり、諸氏隸定・解釋に大きく違いがある。

一字目の「剗」の隸定については特に異論が無い。⑥呉鎮烽は、「拂」あるいは「弼」と讀む。その根據として、『漢書』王莽傳上「則拂其頸（則ち其の頸を拂る）」に關する清・王念孫『讀書雜誌』漢書十五「拂は讀みて剗と爲す。剗は、斫なり。（……中略……）拂亦た輔助・輔佐の義有り」と、于省吾の「拂・弼は古字が通じ、弼は輔助の意味である」とする説を引用する。

二字目の「奠」について。⑥呉鎮烽は「換」と讀んで「腆」に通じ國主を指す、もしくは「敷」・「典」に通じ、「奠」は「典」の別體であり「主」すなわち主持・掌管の意とする。曰古のコメント（第26樓）は、「命」と釋すべきとし、また曰古の別コメント（41樓）では、音韻の觀點から「典」を「戾」に通ずるとし、「拂戾」と釋して「亂暴で手に負えない人（原文・乖張暴戾之人）」の意味であるとす。⑤葉磊は諸説を整理し、漢字構造の一般的規律からすれば、當該字は「典」聲の字であるとす。

三字目の「靈」について。⑥呉鎮烽は音義不明とするが、四字目の「厥」と併せて「畏忌」と讀むべきではないかとす。まず「靈」の右下「戔」を「畏」の別體と見なし、「畏」と讀むべきだとす。そして、「厥」を「尸」と「攷」とに従う字と解し、「攷」を聲符とする。次に「攷（啓）が「起」に通ずることから、「攷」が「己」聲の字と通假するとし、「忌」と讀めるとす。そして「畏忌」と解される事例が、春秋期の金文や『儀禮』に見えることを傍證としてこの解釋の妥當性を主張し、意味を「謹慎」とした。「畏忌」とする解釋については、曰古のコメント（第27樓）もこれを是とする。對して蒿耳のこ

メント（第28樓）では、「厥」を「尸」に従う字ではなく「弓」に従う字であり、「啓」の分化学であるとする一方、最終的に「忌」の意味とする見解については支持する。⑤葉磊は諸説を整理し、「靈」と隸定する説を批判し、下部の「火」「鬼」「戈」と隸定される字形を「畏」「攷」に隸定すべきだとする一方、最終的な字釋については存疑待考とする。

この四字句全體の解釋については、⑥呉鎮烽は「拂敷畏忌」と釋し、「慎重かつ思慮深く國君を補佐する」の意味と解した。これに對して、曰古コメント（第41樓）は「賢くない者や亂暴者、國事を論ずるか否かを問わず）、恐れを抱き續けるようにさせた」・王寧コメント（第47樓）は「出征の意志」・⑦張崇禮は「諸侯の行動規範を補佐することを司った」などの異論が提示されている。

⑥呉鎮烽の解釋は、コメントでいくつかの異なる見解が提示されているように、全面的に支持できるものでもないが、隸定・字釋共に何れも難解であるため、本稿ではとりあえず⑥呉鎮烽の解釋に従っておく。

「台（以）厥（嚴）號若否」について。⑥呉鎮烽は、「肅敬」あるいは「敬畏」の意、「若否」は「善惡」の意味（『詩』大雅／蕩之什／丞民「邦國若否」、鄭玄箋「若順也、順否猶臧否。謂善惡也（若は順也。順否は猶お臧否のごときなり。善惡を謂うなり）」）とそれぞれ解し、句全體として「國事の良いことも悪いことも、すべてに恐れ慎みの心を以てこれに接する」とす。今、それに従っておく。

乍(作)元女孟姬宗彝般(盤)。

この一文は、作器に言及した文である。前後の文と異なり韻は踏まない。そのため、晉公の發言を記録した部分ではない可能性が高い。またこの文に続く文が、前の部分(晉公が自らの功績を称えた言)の續きとも読みとれるため、この文と後文との配置が顛倒している可能性がある。本稿では、顛倒していると判断して釋讀を行う。

「宗彝」と本器後文の「宗婦」がペアで使用される例として、宗婦鄩嬰鼎(『集成』26833～26839、春秋早期)など宗婦鄩嬰關連器が知られる。

「元女」は、『左傳』襄公二十五年「元女大姬、配胡公」／西晉・杜預『春秋經傳集解』襄公二十五年「元女、武王之長女」に従い、長女の意とする。「孟姬」も、『爾雅』釋詁下「育・孟・耆・艾・正・伯、長也」に従えば、「長」の意味となり長女を指すが、こちらは個人稱謂として使用されていると推測される。「姬」は「姬姓」の「姬」。晉は、始祖唐叔虞が(武王であれ成王であれ)周王の弟であり、周王室と同姓である。後漢・班固『白虎通』第八情性「適長稱伯、伯禽是也。庶長稱孟、以魯大夫孟氏」とあるように、男女それぞれ(『禮記』曲禮上「男女異長(鄭玄注「各自爲伯季也」))に嫡出長子を「伯」、庶長子を「孟」と稱したとする見解がある。

實際「伯」については、『春秋』經文隱公二年「伯姬歸于紀」(杜預注「無傳、伯姬魯女」)の例がよく知られ、他ならぬ文公の姉が「伯姬」と呼ばれている(『左傳』僖公十五年「晉獻公筮嫁伯姬於秦。一方「孟」

については、趙莊姬(趙朔の妻／杜預注「莊姬、晉成公女」)／『史記』趙世家は「成公姊」とするが、唐・孔穎達『春秋正義』成公八年が指摘するように、賈逵・服虔説やそれを踏まえた杜預説に従い、成公の娘とした方が良い)が『左傳』成公十七年に「孟姬」と書かれる。以上の例からすれば、「伯」・「孟」には一應の使い分けが存在したようである。金文では、『集成』のみで四十例近くある「孟姬」の方が圧倒的に多く、「伯」の例は白姬乍一殷(『集成』3350、西周晚期)・豊井弔殷(『集成』3323、西周晚期)の「白(伯)姬」が知られる。

本稿では、『春秋』經文・『左傳』の用例を踏まえて、「元女孟姬」を「嫡庶問わず最年長の娘」と解する。

「宗彝般(盤)」は、「宗廟のお祀りで使用するための盤(即ち本器(の器種))」の意と解した。

牆(將) 廣啓邦、虔擯(恭) 盟(盟) 祀、邵(昭) 會(答) 皇卿(卿)、埶(柔) 剝(順) 百滯(職)。

啓邦の「邦(東部)・盟祀の「祀(之部)・皇卿の「卿(陽部)・百職の「職(職部)」がそれぞれ韻を踏む。

「牆(將) 廣啓邦」について。⑥吳鎮烽は一字目を「甞」と隸定して雙聲疊韻字の「載」と通假すると見なし、發語の語氣を強める作用の字であるとした。句としては「廣開疆土(疆土を切り開き)」の意とする。これに對する單育辰コメント(第6樓)は、「月」に従い「筐」に従う字形と解して「將」と釋す。⑦張崇禮は「昌」と隸定して、「將」

と釋す。⑭謝明文は單育辰と同様の資料と考察に基づき「壯」と釋す。

⑮葉磊は諸説を検討して單育辰等の説に従い「牕」と釋し、同じ聲符「月」を持つ「將」と讀むべきだとし、「將廣」という表現が『國語』周語上等に見えることを指摘する。本稿では、字釋は⑮葉磊に従い「將」とし、『國語』周語上の「將（はた・あるいは）」の意味と解しておく。

「將（はた・あるいは）」と解した場合、上述のように前文との繋がりがよく分からないことになるが、その前の晉公自贊の續きとして讀めば「○○という業績を擧げた。あるいは△△という業績を擧げた」と解することが可能である。本稿では晉の疆域を切り開いたと解釋し、句全體を「はた、（晉）邦（疆域）を切り開き」と解す。

「虔弊（恭）盟（盟）祀」について。⑯吳鎮烽は「盟」が通常「日」と「月」とに従う字であるにも関わらず、本銘が「田」と「月」とに従う字形となっている点について、誤字であることを指摘する。本稿でもそれに従う。また⑯吳鎮烽は、「盟」は「盟約」、「祀」は祭祀の意味であるとし、句全體の意味としては「獻身的に、諸侯との盟誓と祖先祭祀とを執り行う」と解した。

「邵（昭）倉（答）皇卿（卿）」について。馬承源は、「倉」は「蒼」の古字で、『集韻』合部「答、古作倉」／「蒼」は「答」に通ず、文獻では誤って「倉」に作っていることを指摘する（馬承源は、『楚辭』離騷「孰云察餘之善惡」王逸注「屈原荅靈氛曰……」の「蒼」字が敦煌卷子本では「倉」に作っていると指摘）。⑰吳鎮烽は盤銘では「卿」となっているが、盆銘に従って「卿」とすべきとした（盤銘が誤字であることを指摘）。また⑱吳鎮烽は、「昭答」を「誠敬地酬答（誠意を

もって相手を敬い報いる）」と解す。「皇卿」は、⑳白川靜が指摘するように類例を見ない表現である。この表現については、周王朝の「卿事寮」・「卿子」の表現を借りて諸侯國の臣下（陪臣）の最上層を指す美麗的表现として、「卿」を含む句を用いたものと解すべきだろう。そのため本句は「皇卿に對して誠意をもって敬い報い」と解した。

「琫（柔）劓（順）百禘（職）」について。㉑吳鎮烽は「劓」を「順」と讀むべきだとした。また㉒吳鎮烽は、「琫」字ではなく「協」と釋するが、「琫（柔）」の意味でも「柔順百官」となるので意味は通ずるとする。本稿では、當該字を既に「琫（柔）」と讀む説に左袒しているため、この句は「柔順百職」と讀み、「百官を柔順にした」と解する。

雌（雖）今小子、警（敕）辭（辭一父）爾家、宗婦楚邦。

この部分から、晉公の新たな發言となる。小子の「子（之部）・楚邦の「邦（東部）」がそれぞれ脚韻字で、前後の文に見える同韻字（前者は「之部）・「職部）・「幽部」／後者は「東部）・「陽部）」とそれぞれ韻を踏む。間の「家（魚部）」は前後の句と韻が異なるが、魚部は陽部と陰陽對轉の關係にあるため、本器の脚韻字の組み合わせである東陽合韻字と押韻を想定可能である。

「雉（雖）今小子」について。「雉（雖）」の字釋は既に述べた。こちらの「小子」については、上文のように「余小子」となっている場合は、『禮記』曲禮下「君大夫之子、不敢自稱曰余小子」に従い、自らが謙遜する辭となるが、ここでは「余」が付かない。金文の場合、

君主の上位者が下位者に對して「小子」と稱する例に、師獸段(『集成』4311、西周晚期)「女(汝)有佳(唯)小子・不嬰段(『集成』4328・4329、西周晚期)「不嬰、女(汝)小子」があり、また『詩』大雅／思齊「肆成人有德、小子有造」の孔穎達正義「小子、未成人者謂」の例がある。本銘文もそれに類する事例として「未成年の子供」の意味として解し、「小子」を晉公が娘を稱している表現とみなす。この句全體としては、晉公が娘に對し告解を垂れる部分となる。

「警(敕)辭(辭一父)爾家、」について。「警」は「敕」の繁文と解し、蓋銘が「整」と解することを踏まえ(⑭謝明文参照)、本銘も「整」の意味とする。「辭」の解釋は、既に述べた。⑧白川靜は、蓋銘の「家」と釋される字について、脚韻が通じないとする觀點から郭沫若説の「容」に左袒する。本器銘文では、明らかに「家」と隸定可能であり、「家」とすべきである(蓋銘の字釋については、⑭謝明文の諸説・諸資料を検討して「家」とする見解が参考になる)。

「宗婦」について。『春秋公羊傳』莊公二十四年「宗婦者何、大夫之妻也」とあるのが最も古い見解だが、本銘の「宗婦」は、唐・孔穎達『禮記正義』内則「宗婦、謂大宗子之婦」の解釋の方が當てはまるだろう。

「楚邦」について。「楚邦」は現在の湖北省南部、江漢平原に本據地を置いた國家「楚」であるとして問題ない。「迷盤」(『銘圖』1453、西周晚期／『漢字學研究』2号、2014年参照)や「子犯鐘」(『銘圖』15200～15215、春秋中期／『漢字學研究』1号、2013年参照)では「楚荆」と貶稱を使用していたことに比して、本器や晉公蓋では「楚」單

獨で用いているという違いがある。この違いは、本器が婚姻という親和を目的として作成されたために、「楚荆」という貶稱を使用しなかったと推測されるが、城濮の戦い直後に婚姻を結ぶのだろうかという疑問が、本器を文公期と斷代するのにいささか躊躇する理由ともなっている。

烏(於) 昭(昭) 萬年、晉(晉) 邦佳(唯) 韃(翰)、永康(康) 寶。

ここから、吉祥を願う句となる。そのため、脚韻字も異なり、萬年の「年(眞部)」・唯翰の「翰(元部)」が「眞元合韻」となる。再末尾の「寶(幽部)」は前者とは韻を踏まないが、①鄧佩玲は、前文の「之部」字(小子の「子」(之部))との合韻を想定する。

「烏(於)」について。「烏」は詠嘆の語氣詞。本稿では「ああ」と讀む。

「昭(昭)」について。字形の隸定や釋文に關する諸説は⑤葉磊が整理しており、⑥呉鎮烽の左半を「尸」・「卜」の變形とし、右半を「召」に従う字形として最終的に「厃」と隸定(「昭」と釋)する説は、他の文字の風格などから訛變を想定する説を取るべきではないとする。確かに⑤葉磊の指摘するように、「尸」と隸定するのはいささか無理があり、この部分の字形を共有する「敝」と同じく「弓」と解するべきだろう(⑥呉鎮烽の蒿耳コメント(第28樓)参照)。従って左半は「弓」、右半は「匕」形に従う「昭」とそれぞれ隸定し、「邵(昭)の古體」

の繁體と解する。意味は暫定的に「昭（光り輝くように現れる）」と釋しておくが、「萬年」の直前に修飾語を冠する例が希見であることから、「癩其萬年永寶日鼓」（「癩鐘」『集成』214、西周中期）の「癩」の如く「昭」が作者者の個人名である可能性もある。

「翰」について。⑧白川靜は「保よち」と解す。⑥呉鎮烽は、⑭謝明文の「この句が本來は「翰晉邦」であったのを、「四字句十押韻」の構造を揃える（年・眞部／翰・元部）ために、このような句形になった」とする指摘を是とするが、晉公が自國を楚の「翰」とするのは不可能であると疑問を呈する。そのため⑥呉鎮烽は、李學勤に従って「輔翼」の意味とし、『詩』大雅／蕩之什／崧高「維申及甫、維周之翰」の「翰」などをその典據として挙げる。ただし、毛傳「翰翰也」より以來、この「翰」は傳統的に「幹」の意味として解されている（鄭箋は更に「楨幹（物事を制御する根幹）」として釋し、文脈上「藩屏」の意として解す）。『銘文選』は『詩』の解釋に沿って「楨幹」の意とする。本稿では『詩』崧高の毛傳・鄭箋に従い、「楨幹」の意味とし、句全體として「楚に嫁いだ娘が晉にとっての（晉楚關係を良好なものとするための）根幹となつて」と釋す。

この句の前後を含め、全體として「晉の興隆長久する爲の根幹となることを祈り、そのためにも本器を長く使うように」という意味であることは間違いない。娘の嫁入り道具に、實家の興隆長久を願う文章を鑄込む行爲は非常に興味深い。

「康（康）寶」について。「康」は清・戴震『方言疏證』卷十三「康空也（戴震）案、康各本作凍。注内康良、各本訛作凍寯。今訂正」

の戴震案語に「康康古通」と書かれるように（『詩』小雅／賓之初筵「酌彼康爵、以奏爾時」の鄭玄箋「康、虛也」とあるのが一例、古來通過して用いられており（何れも陽部）、「康」と釋して問題ない。「康寶」は、「秦公鐘」（『集成』262～266、春秋早期）・「秦公編鈔」（集成267～269、春秋早期）に用例がある。⑥呉鎮烽は『商周青銅器銘文選』の說「康」を「安」・「安好（安全・安心）」の意とし、「永康寶」を「この器をいつまでも安全に保ち続けるように」と解する」を引き、また別に独自の說として「康」は「庚」に通じ（筆者注：「康」は「庚」を聲符とする）、「庚」に「繼續」の義があることを根據に、「永康寶」を「末永くこの器を寶とし続けるように」の意味とし、金文の常用句である「子子孫孫永寶用」と同義であるとした。本稿では⑥呉鎮烽の「末永くこの器を寶とし続けるように」とする解釋に従う。

訓讀

佳（唯）れ王の正月初吉丁亥、晉公曰く、我が皇且（祖）鷗（唐）公、大命を膺受し、武王を左右たすけ、百蠻を殺（教）威し、廣く三（四）方を闢（闢）き、大庭に至り、を乗とらざるなし。王鷗（唐）公に命じ、庀（宅）を京自（師）に建て、君百生（姓）もて邦を乍（作）す。我が烈考憲公、克□允猷にして、彊（強）武は魯宿（肅）たり、靈（令）名□不たりて、赫赫として上に在り。以て天命を嚴つみ寅恭うやまい、以て朕が身を父（治）め、晉邦を孔はなだ靖やすんぜん。

公曰く、余、今ま小子と雖も、敢えて先王に帥型し、徳を乗とること秩秩たりて、萬邦を柔變し、哀「哀」日に卑恭せざるはなし。余、

胤（俊）士を威畜し、吾が左右と作し、王國を保父す。拂敷畏忌にして、以て若否を嚴號す。

元女孟姫の宗彝盤を作る。

懿（將）邦を廣啓し、盟祀を虔恭にし、皇卿を昭答し、百藩職を柔剋（順）にす。今ま小子と雖（雖）も、爾が家を敕辭（父）め、楚邦に宗婦たらしむ。

烏（於）昭たること萬年、晉（晉）邦に佳（唯）れ翰たりて、永康く寶とせよ。

現代日本語訳

（周）王の（某年）正月初吉丁亥の日、晉公は言った。

我が皇祖の唐公は、大命を受け継ぎ、武王を補佐し、百蠻に對して威嚴をもって命令を下し、廣く四方の疆域を開拓して、大廷にまで至り、を守らせないことはなかった。（周）王は唐公に命じて、その本據地を京師に建てるようにさせ、（そこで）君（唐叔虞）は百官と共に國を作り上げた。

我が亡くなられた父憲公は、よくその任にあたり、更なる發展を遂げるための計畫を練り上げ、武威は嘉く嚴かで、その令名はますます廣まり、天上でさかんに輝いている。そして（作者たる晉公は）天命を慎み敬い、我が身を治め晉邦を大いに安んじよう。

（晉）公が言われた。余は今つまらない人間ではあるけれども、すすんで先王の典型を順守し、その徳を執り守り慎み敬うこと整然と秩序立って執り行い、（それによって）多くの邦（諸侯國）を安んじ調

和させ、それら殷々たる邦々は、日々晉に恭順でないものはなかった。

私は俊英の士をみな集め、吾が兩腕となし、王國を保ち治めた。（彼ら俊英の士は）慎重かつ思慮深く國君を補佐し、（私は）國事の良きことも悪いことも、すべてに恐れ慎みの心を以て接してきた。

長女孟姫の宗廟のお祀りで使用するための盤を作る。

はたまた（晉）邦を切り開き、盟約と祭祀とを恭しく執り行い、皇卿には誠意をもって敬い報い、百官を柔順にした。

今（おまえ（娘）は）子供ではあるけれど、おまえの家を整え治め、楚邦の宗室を治める婦人たらねばならない。

ああ萬年光り輝き、（楚に嫁いだ娘が）晉邦の（興隆長久の）根幹となることを祈り、末永くこの器を寶とし続けるように。

（本稿では、「長女……」の段落と、「はたまた……」の段落は、順序を入れ替えて解すべきものとする）。

※本稿は、JSPS 科研費 JP18K12001・JP22H00606・JP22K12738 の助成を受けたものである。

（立命館大学白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員）

